



扶養親族等の所得要件の改正

扶養親族の区分	改正後		改正前
	合計所得金額	給与収入金額 ※給与収入のみの場合	合計所得金額
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	580,000円以下	1,230,000円以下	480,000円以下
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	580,000円超 1,330,000円以下	1,230,000円超 2,015,999円以下	480,000円超 1,330,000円以下
勤労学生	850,000円以下	1,500,000円以下	750,000円以下

- ・ 家内労働者等の事業者等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額を**65万円**（現行55万円）に引き上げ。

